

平成 2 1 年度 第 7 回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成 2 2 年 1 月 2 9 日 ( 金 )

新宿区 区長室 区政情報課

午前10時開会

【副会長】寄本会長がちょっとおくれておられるようなので、副会長の山口がかわって議事進行をさせていただきます。

それでは、ただいまより平成21年度第7回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

まず、資料について、事務局から説明をお願いいたします。

【区政情報課長】区政情報課長です。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

今回事前にお配りしました資料は、本日の次第と資料61「新宿区の地区協議会特集号の個別ポスティングについて」から資料65の「特定健康診査の対象者に対する勧奨通知・電話勧奨等及び勧奨効果分析委託について」までとなっております。また本日、机上配付の資料といたしまして、次回、平成21年度第8回の開催通知と次第、資料をお配りさせていただいております。

資料についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【副会長】ありがとうございました。

それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。

最初に資料61の「新宿区の地区協議会特集号の個別ポスティングについて」であります。

それでは、説明をお願いいたします。

【生涯学習コミュニティ課長】それでは、地区協議会特集号の個別ポスティングについて、私のほうから説明させていただきます。

その前に、地区協議会といったものの概要を簡単にだけ触れさせていただきますが、出張所におきましては、10の特別出張所ごとに地域の方々に組織をしていただいております地区協議会という組織で地域の課題をそれぞれこなしていただいております。きょうは、所管をしております生涯学習コミュニティ課の私と、あと地区協議会を担当しております柏木出張所のノザワ所長のほうで説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

この件名にございます「地区協議会特集号」とございますけれども、これは昨年度おつくりをしたものでございますが、このようなタブロイド判で各地区協議会の活動内容を周知のためにお配りするということもございます。

この中身でございますけれども、事業の概要のところをごらんいただきますと、目的といたしましては、こちらの特集号につきまして、これまで個別配布は特段できておりませんで、こ

れまで新聞折り込みによりまして特集号の配布を行っていったところでございますけれども、この特集号の配布がされていない方に対しまして個別配布を行うことによりまして、自宅への配布をする手段を確保し、広くこの地区協議会の周知を図るといったものを目的とするものでございます。

このような目的でございますので、対象者といたしましては、この折り込み配布で届かない方々、特に出張所ですとかそういったところでの配布をしておりますけれども、そういったところにも出向くことが難しい高齢者・障害者などの方々に自宅へのポスティングをご希望される方々に対しまして行うといったもので、このような対象者になってございます。

事業内容でございますけれども、新聞6紙の折り込み配布のほか、出張所でこのようなものを配布してございますけれども、その6紙の新聞の購読ができていない高齢者・障害者、外出が困難な区民にポスティングを行うといったものでございまして、1といたしまして、3月15日に次の発行を予定してございますので、それを配布したいといったものでございます。

これにつきましては、区の広報も同じような形でポスティングをしてございますので、あわせて3月15日に発行いたします区の広報と一緒にポスティングをしてもらうような段取りで考えてございます。ですので、内容といたしましては、区の広報と同じような中身でこのタブロイド判を配布するといった中身でございます。よろしくお願いたします。

【副会長】 諮問事項等の説明は、今、事業の内容だったんですね。

【生涯学習コミュニティ課長】 ということで、このような事業の内容でございますので、諮問内容といたしましては、区の広報のポスティングと同様な形で個人情報につきましては、記録媒体といたしましては紙で配布業者のほうにお渡しいたしまして配布をいただくというような中身でございます。

今想定をしてございますのは、区の広報のほうでは、個別ポスティングにつきましては約500件程度の希望者の方がおられるということですので、それにあわせて500件程度の配布をこの中で行っていきたいというものでございます。

では4ページのところの委託に伴い事業者に処理をさせる情報項目でございますけれども、この中身といたしましては、新宿区広報でポスティングを実施している方々の住所、氏名という中身でございまして、その記録媒体としては紙でございます。

委託理由等々のところにつきましては、先ほどご説明をしたとおりでございます。

【副会長】 よろしいですか。

ちょっと皆さんのことの確認で、諮問事項は要するに区が持っているこの対象者500名の、恐らく住民基本台帳じゃないかと思いますが、その住所と氏名を利用するということなんでしょうか。

【区政情報課長】区政情報課長です。

これは、実は区政情報課の情報でして、住民基本台帳の情報ではなくてご本人からいただいた氏名と住所という形になっております。

【副会長】そうですか。ご本人がこれは広報紙を自宅に。

【区政情報課長】そうです、希望する。

【副会長】希望しない人を掘り起こすという手続ではない。

【区政情報課長】ではないです。

【副会長】希望した人だけ。

【区政情報課長】はい。それで500名程度となっております。

【副会長】それは、それを今度委託するということですよ、ポスティングを。これは報告事項ということですけども、この契約業者はどういうふうにして決める予定なんですか。もう既に、今まで使われている区広報と同じ業者に委託するということなんでしょうか。

【生涯学習コミュニティ課長】3月15日号の区の広報とあわせて同じように配布をいただくということでございますので、同じ業者に委託をしたいと考えてございます。

【副会長】同じ業者ですね。

それでは、ご質問、ご意見のある方はどうぞ。

川村委員。

【川村委員】今、副会長からお話しございましたので、確認なんですけれども、そうするとともに個別ポスティングする業者さんが区政情報課から提供を受けているこのものを、紙媒体のものを新たに付与するということであって、そのものを転用するという形で、情報保護の対策というところを出ているようなところで言うと、その紙ベースのものは通常からは動かないで管理されているというふうな、そういう理解でよろしいんでしょうか。

【生涯学習コミュニティ課長】はい。区の広報のポスティングにあわせてもう一つタブロイド判を配布いただくというだけのものでございますので、情報管理につきましてはこれまでどおりという中身でございます。

【副会長】わかりました。すみませんけれども、説明者がお二人いらっしゃるようなので、

どちらが説明されたかわかるように名前か肩書きを、今のもちよっと言っていたくほうが、恐らくこれ録音して記録していきますので、よろしくをお願いします。

【生涯学習コミュニティ課長】生涯学習コミュニティ課長でございます。

【副会長】じゃ次に、ひやま委員。

【ひやま委員】これは広報と合わせてということで500件ということになりますよね。これは手持ちの個人情報、配布に当たっての個人情報というのはまるっきりかぶるんですか。それとも別々、要するに該当者がまるっきり一緒なのか、それとも別々なのかという質問がまず1点です。

【副会長】どうぞ。

【生涯学習コミュニティ課長】生涯学習コミュニティ課長です。

全く一緒でございます。

【副会長】ひやま委員。

【ひやま委員】ということは、要するにもう既に広報で配られているリストの方々の個人情報をもとにあわせて配るといような状況の理解でよろしいわけですよね。

【副会長】どうぞ。

【生涯学習コミュニティ課長】生涯学習コミュニティ課長です。

そのとおりでございます。

【ひやま委員】ということは個人情報の処理も、それでというような同じような処理の仕方をするということでもいいわけですよね。すみません。

【副会長】いえ、どういたしまして。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

かわの委員。

【かわの委員】かわのです。

今のいろいろやりとりを聞きまして、これ自体は特に問題はないだろうということに思いますけれども、そもそも500件程度だというふうに言われているその個人情報は、これはどういう形で集めたのか。あくまでも新聞をとっていない人が、今言われたように希望しているというけれども、そのときのそもそものこの情報の収集の仕方とか、あるいはその辺についてはどうなのか。実際に500件程度というのが新聞購読していない人の、しかもこういう対象に、若い人だとかそういう人は別にしても、この対象者のどのぐらいが多分集まっているんじゃない

かなということも、もしわかれば参考に聞かせてほしいんですけども。

【副会長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】区政情報課長です。

まず1点目の収集の方法ですけども、これにつきましては、あくまで広報紙を、新聞をとっていない方で広報紙が手に入らないという話がありましたので、そういったことを受けまして、「ぬくもりだより」というひとり暮らしの高齢者の方にポスティングをしているそういったものがあるんですけども、そういったところを使って募集をしたものです。それからもちろん、広報紙の下にも、新聞をおとりになっていない方にはポスティングをしますということで、ご要望があればということでやっております。またホームページ等でも募集をしております。そういったものを受けて、今は大体500名以上の方がポスティングをしていただいているという形になっています。

ただ、これがどのくらいかというのが今ちょっと手元に資料がないんですけども、正直言いまして、新聞の購読者は減っているというのは事実です。今まで事業所とか商店の方で2紙とか3紙とかをとっていた方が1紙になったとかいうのもあるんですけども、やはり高齢者の方とか若者の方を中心に全くとっていないという方もふえているというのも現実だと思います。

そういった中で、一つ若い方については、インターネットです。そういったものはすごく利用されているということで、パソコンの中で広報紙自体を出したりとかそういったことしております。それともう一つ、高齢者を中心とした方についてはポスティングということで取り組んでいるという形です。

【副会長】どうぞ、かわの委員。

【かわの委員】大体様子はわかりました。いずれにしてもこの対象者は、先ほどから言っているように、いわゆる出向くことが難しい高齢者や障害者ということで500人ぐらいだというふうに言われているので、とりわけそういう人たちはなかなかインターネットだとかそういうものは、どちらかというと苦手な人たちじゃないかなと思いますので、この事業自体はもちろんあれですけども、さらにそういう人たちへ、やはり紙媒体できちんと情報を知らせるという、そういうための努力はぜひ今後も、さらに続けてほしいということで、これ自体は私は了解しました。

【副会長】ほかにどうぞ。

じゃ鍋島委員、先に手を挙げたからどうぞ。

【鍋島委員】これ一つは、区政情報課とあと地域文化部生涯学習コミュニティ課ということで、課が保有するものを違う課に渡すのでということなんですね。そうしますと、この名簿というのは、500人なら500人を抽出して違う課に、コミュニティ課にお渡しなさるということでしょうか。

ということが一つと、それからこれはここのとはちょっと全然違いますけれども、業者に渡した後で、消費生活関連で、高齢者は今こういう情報がとてもねらわれていますので、やはりその方々にたまには行ってお聞きして、変な紙媒体の勧誘とかそういうのが、ほかのものが織り込まれていないとかお聞きいただきたいんですね。ちょっとそういうことが消費生活センターなんかにもありますので、その紙媒体と一緒にこんなチラシが入っていたよなんていうことがあるものですから、そのところは、こことはちょっと違いますけれどもご注意くださいと思います。2つです。

【副会長】だれがお答えになりますか。

どうぞ、じゃ課長。

【区政情報課長】区政情報課長です。

データの関係なので、このデータにつきましては、基本的には目的外利用という形になるわけですが、区政情報課のほうで本人から収集したデータを、実は広報紙のポスティングというのは、今広報紙を新聞折り込みで折り込んでいただいている新聞の同業組合というのがあるんですね。新聞の販売店さん、町にあります。その販売店さんが、新聞配達が終わった後の時間を利用して、同じような地域にポスティングをいただいているという形になっています。ですから、それは販売店さんのほうに地域ごとで分けてお送りをしている形になっております。それを、ですから今回生涯学習コミュニティ課さんのほうでやっていただくわけですが、生涯学習コミュニティ課さんのほうに別に渡すということはありません。ですから同じデータの目的外利用ということでご理解いただければと思います。

それから2点目のモニタリングにつきましては、先ほども少しお話ししましたが、ぬくもりだより、そういった中で本当にそういった高齢者を狙った詐欺事件等たくさんありますので、そういった注意喚起というのをしております。

【副会長】情報管理の今の関連で質問なんですけれども、コミュニティ課にこの情報がそのまま行ってずっと保管されるのかな、これはいいかなと何となく思うんですね。広報紙が年に

何回発行されるかちょっとすみません、私知らないものですから、1回ずつ回収されるのか、1年間預けっぱなしかという質問なんですけれども。

そういう意味でいえば、コミュニティ課というのは内部ですからいいかなと半分思うんですが、業者さんのほうの情報提供、今鍋島委員からちょっと疑問が出されたように、1回ずつ広報配布終わったらすぐ回収されるのか、それとももう預けた名簿は次の広報のときにまた利用してくださいという趣旨を含めて、1年間なら1年間預けっぱなしなのか。いつそれを変更するというか、公開といいますか、名簿のとりかえをするのか、そのあたりをちょっとご説明いただきたい。

【区政情報課長】区政情報課長です。

この名簿につきましては、同業組合さんと新聞販売同業組合という新宿区のそういった組合があるんですけれども、そこと契約を結んで、そこに渡している形になっています。

広報紙は月3回発行しておりますので、それをその都度回収するというのは、実務的にもちょっと難しいので、業者さんにきちんと渡して、その契約の、年1回契約しますので渡して、それがまた返していただいてもう一回渡すという形のサイクルになっています。

年度途中でもうやめますという方とか、あとは新たに申し込まれる方というのがいらっしゃるんですね。そういったものについては新規分、削除の分という形でのやりとりをしております。

【副会長】わかりました。すみませんお待たせしました、赤羽委員。

【赤羽委員】この事業ということではなくて、いわゆる本審議会の報告の仕方として、例えば委託先が今回は区広報紙個別ポスティングの契約業者と契約、いわゆる以前と同じ業者を使うよということで、具体的な実名というか載っていませんよね。例えば、今まで私も何回か委員会に出ていて、具体的に実名が出ている場合と、こういった抽象的な表示の場合と、あとはプロポーザルの場合未定とかいろいろあるんですけれども、何か前回地デジのときに、やはり委託先の業者の件で議論が白熱しましたよね。

ですから、例えば、もちろんこれで前回の区広報紙の個別ポスティングの契約業者のときの諮問事項に挙がったときに、もう知っている方はいらっしゃるという前提でこういう書き方をしているかもしれないんですけれども、もしそこまでつまびらかにして審議会で毎回報告するというのであれば、毎回きちっとやはり実名というか書いてもらわないと、書いたり書かなかったり抽象的な表現をするということは、統一的ではないので、それはやはり先方、この間も



申し上げた地デジのときの委託先の議論もあるということで、きちんと報告するならしていただきたいと思うんですけれどもどうですか。

【副会長】どうでしょうか、ご意見。

【区政情報課長】区政情報課長です。

今回、確かに区広報紙個別ポスティングの契約業者ということで実名を出さなかったんですけども、今回の場合には決まっておりますので、決まっている場合については業者名をきちんと出すという形に今後いたしていきます。ただ、プロポーザル等で決まる場合についてはまだ未定という形になります。

【副会長】その点は今後気をつけていただくということで、ほかに何かがご質問。

どうぞ、川村委員。

【川村委員】今回の事項ということに限らないので、区政情報課のほうにお伺いしたほうがいいのかもしいんですが、実際、名簿のほうは同業組合さんに預けるといことなんですけれども、確かに組合のほうで施錠できるキャビネットに保管するというのはできると思うけれども、実際配るのは新聞配達の方ということになると思うんですけれども、そこら辺の情報の伝達ですとか、そこでの情報伝達されたときでの個人情報の扱いというのはどのようになっているのか、お伺いしておきたいと思います。

【副会長】だれがお答えいただけますか。

どうぞ。

【区政情報課長】区政情報課長です。

個人情報につきましては、同業組合さんのお話の中で、ここの特記事項ですね。きょうの最後に、最後の電子計算についてはまたご報告いたしますけれども、基本的には特記事項にのっとったものとして管理してほしいということでは話をしております。ただ、今委員からご指摘がありましたように、具体的なポスティングについては同業組合で直接やるわけではなくて、実際やるのは地域の販売店さんなんですね。ですから同業組合の組合員の方にそれを周知してくださいという形では言っておりますので、それが守られているという形になっていると思います。

【副会長】どうぞ、川村委員。

【川村委員】きょうの委員会といたしますか、この会じゃなくても結構ですので、審議会じゃなくても結構なんですけれども、実際にはなかなか、個別の販売店さんでの管理というのは、実

際にはなかなか大変さはあると思いますけれども、区のほうとしてはやはりどうなっているかというのはよく把握しておいたほうが、それは間違いないと思いますので、機会をとらえて実態といたしますか、組合さんのほうでもし聞き取り等できれば、ご報告いただければと思います。要望です。

【副会長】川村委員のご指摘はある程度問題だと思うんですね。要するに、組合さんはそのことを直接おやりになるから、その区の管理は仮にいいとしても、そのいわば下請か何か知りませんが、各販売店の方はそれに恐らくその販売地域の名簿しか行かないと思いますので、情報はごく限られた10人とか、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、全体が100だとすれば1カ所の販売店には10人前後かなと思いますので、危険はなくなるんだろうというふうに思いますけれども、そういうことの情報というのはやはり、何かがあって500が1カ所の販売店に漏れるようなことがあってもまずいでしょうし、ちょっとそういうことは事実上の運用の問題として気をつけていただきたいなというふうに思います。

ほかにご質問、ご意見。

林委員。

【林委員】先ほどかわの委員からのご質問もあったんですけど、ちょっとそれに付随した質問をさせていただきたいんですけど、そもそもこの個人情報保護法から見て、やはり情報の収集等についても適正に行われるんだろうと思うんですけど、やはりこれがだんだん気がついていかないうちに目的外の利用になっていっちゃうというご心配、鍋島委員なんか言われているとおりで、あると思うので、最前線の規制をどういうふうにしていくかなんですけど、そもそもこの情報を、500件という数字がふえていく可能性のほうが今後あるんだろうと思うので、今のは500件ですけど、私がちょっと気になったのは、ぬくもりだよりからだというふうにお答えがあったんですけど、そもそもこれは2つのセクションが関係していなくて、それ以外にぬくもりだよりということになってくると、これはやはり以前もこのテーマでも出ましたけれども、やはり包括支援センターの関係だとかそういうことも関係してくると思うんですね。

4月からは包括支援センターでは人員を倍増して大きく事業を展開して、ますます高齢者の方に回っていくという背景が根底にありますけれども、要するに、後期高齢者が対象の方が、これのどうやら500件だと思うんですね。

そして先ほど、若い人はインターネットだからというふうにお話がそっちにいきましたけれ

ども、基本的に今のところ、ぬくもりだよりに付随した形で比例して、ぬくもりだよりのほうの件数がふえれば比例して、こちらの件数もふえる可能性があるであろうという発想だと思うので、要するに包括支援センター等の皆さんの増員された、倍増されるようすけれども、あの事業が。そういう形でもって一生懸命お配りになるんでしょうけれども、そうするとこの件数がふえると。

ただし、そのふえてくる件数は、ご心配されているように後期高齢者の方が多いのだろうと。恐らくこの500件の500がほとんど後期高齢者の方だと思いますので、そうなってくると、どうもそこら辺のところというのは2つのセクションだけではなくて、そちらのほうの心配のほう私が私としては目的外利用をきちんとやっておかないと、きょう審議の対象としてはやっておかないといけないんじゃないかなと。もしかしたらそんなふう思うんですけれども、どうなんでしょうか。

【副会長】どうぞ。

【区政情報課長】区政情報課長です。

先ほど説明が足りなかったかもしれませんが、ぬくもりだよりのデータを使うという意味ではありません。ぬくもりだよりでPRをした。ぬくもりだよりに新宿区の広報のポスティングをやっていますので、お申込みくださいということ形でPRしております。

【林委員】ところがぬくもりだより自体が、全区民が見ていませんよね、あれは。包括支援センター等の会なんかでは、そういう説明になっていませんから。ですから一部の後期高齢者の方だとか、要するに独居老人だとか、そういうような形の問題を指摘という形に今我々やっているわけですけれども、そっちのほうのあれで定期的に、定期、不定期に訪問しよう。訪問しながら、さっき鍋島委員が言われたみたいに、元気でお暮らしかなというようなことで、例えば民生委員だとかそういう方を利用しながらやろうとしているわけですけれども、基本的に対象は、どうやって情報を集めますかという、ぬくもりだよりということだけでお配りしながら、私も欲しいというような会話があってという形でふやしていった結果の500件だとすると、今後ますます新宿区の高齢者の後期高齢者に突入していく件数で見ると、やはりこの件数ふえるんだろうなと思うんですね、今500ですけれども。皆さん何か500ということで、もう先入観で500で頭に入っているようすけれども、実際はこの数字は非常に比例して動いていく数字であるということだと思うんですね。

【副会長】いかがですか。どうぞ。

【区政情報課長】委員ご指摘のとおり、件数的には今後もふえていくかなという理解はしております。ですから、ただ、ぬくもりだよりのデータを使うとか、そういったことは特にありませんので、あくまでぬくもりだよりの記事として広報紙のポスティングをやっていますというので募集をしている。あとは広報紙自体にもそういったポスティングをしていますので利用してくださいというのもやっております。そういった広くPRをしていきたいと考えております。

【副会長】いずれにしろ、今回、目的外利用ということで、きちっと諮問の対象にさせていただいておりますので、今後とも目的外利用については、担当者の方は配慮していただいて、できるだけこちらのほうへ諮問を出していただきたい、こういうふうに思いますけれども、ほかにご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【副会長】それでは、もうこれで審議終了することにしまして、本件につきましては、諮問事項と報告事項とがございますので、諮問事項については適正と認めて承認ということにさせていただきたい。報告事項については了承ということで終わらせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【副会長】じゃ本件はこれで終了いたします。

次からは、また会長さんに議長をお任せいたしますので、よろしくお願いいたします。

【会長】どうもおくれましてすみませんでした。

資料62にまいります。「住民記録業務における電子計算機端末による入出力業務委託について」でございます。

それでは、どうぞ説明よろしくお願いいたします。

どうぞ。

【戸籍住民課長】戸籍住民課長でございます。

それでは、お手元の資料62番「住民記録業務における電子計算機端末による入出力業務委託について」、こちらにつきましては報告案件とさせていただきます。

ページの3ページの件名のところ、業務委託等の詳細の内容についてご報告いたします。

まず件名につきましては、住民記録業務における電子計算機端末による入出力業務委託についてでございます。

担当課については、地域文化部戸籍住民課でございます。

登録業務の名称は、件名と同様に住民記録業務における電子計算機端末による入出力業務委託についてでございます。

委託先につきましては、指名競争入札により今後決定していく予定でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目につきましては、氏名を始め、出生の年月日、男女の性別とか、まず住民票の請求、さらには住民票の異動入力にかかわる申請者、届出者外住民基本台帳の記載事項に掲げている者が提供する状況となっております。

委託の理由につきましては、新宿区の住民情報システム、電子計算機端末による入出力の業務委託を効率的に行うとともに、窓口届け出にいらっしゃった、あるいは申請にいらっしゃった方々の待ち時間の短縮に寄与するということでございます。

委託の内容につきましては、職員が窓口で住民票の請求であるとか届け出の内容につきまして厳格に審査をいたします。その厳格に審査した内容につきまして、委託業者のほうに住民票の異動の入出力の処理、さらには住民票の写し及び記載事項証明書の出力処理、それと印鑑登録の入力処理及び証明書の出力処理等を行うものでございます。これらの処理は、受託事業者の管理責任者を通じて、労働法等をかんがみながら適切な職員管理のもとで業務を行っていきたいと思っているところでございます。

委託の開始時期及び期限につきましては、平成22年の4月1日から23年の3月31日まで。場合によりましては、次年度以降も複数年の契約ということが可能になるのかなというふうに感じております。

委託に当たりまして区が行う情報保護対策は、特記事項にコンプラですとかそういったところを記載してございますが、そちらのほうをご参照ください。

特に、私どもの情報保護対策につきましては、先ほど申し上げました管理責任者をあらかじめ業者のほうに指定させること。それから委託業者から来る職員については、名札と服装等も着用義務を課しまして、適正に執行してまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上で、私のご説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご質問、ご意見ございましたら、どうぞよろしく願いします。

どうぞ。

【川村委員】川村です。

今回の住民記録業務ということで、一番個人情報の最たるものが今回、この審議会にかかっているということなんですけれども、まず新宿区としてこの部門を業務委託したいということは、現状の業務量の多さですとかそういう経緯があったと思うんですが、その導入の必要性についてもう少し詳しくお伺いしたいのと、他区では、こういうところについて入出力業務委託というのはなされているのかというのが2点目です。

あと3点目は労働法ということで、管理責任者についても適切にというふうなことで、ご説明はありましたけれども、この点、もう少し詳しく、ここが違反するということだと困りますので、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

【会 長】どうぞ。

【戸籍住民課長】戸籍住民課長です。

まず1点目のご質問でございますが、昭和61年に住民情報システムが立ち上がりまして、本日まで本庁でも特別出張所でもどちらでもできるという体制をとってまいりました。この間、非常に住民基本台帳法がさまざまな形で変わってきてございまして、件数はもちろん新宿区役所の1階に集中するのはもとより、多くの法改正、住基ネットであるとか、それから公的個人認証、さらには窓口にお見えになる方がまさにご本人であるのか、そういったことの人定も求められるようになってきておりまして、非常にこの法の執行に対しましては専門性を有するようというふうになってございます。

委員のご質問の件数につきましては、年間で約6万件ぐらい新宿区では転入転出の届け出がございまして、本課では、その半分の3万件を年間処理しているというようなところがございまして。非常に昨年6月に利便の向上のために自動交付機も用意させていただきましたところでございますけれども、こちらの利用登録業務というの、やはり入り口のところできちりとやらなければいけないというようなことがありまして、非常に業務量、質ともに大変な重荷になっているところでございます。

2点目の23区、東京都あたりの調査につきましては行っているところなんですけれども、郵送請求とかそういったものについてはほとんどの区が業務委託している。ところが今回私どものねらっているところは、窓口にお見えになっている方をつまびらかに調査して、すぐお帰りいただくと。そういうところにはどうしてもオーケーになったものを迅速に処理するというところ、それを行っているところにつきましては、中央区、千代田区、第1ブロックといたしますけれども、そういったところでも行っていますし、さまざまな非常勤さんですとか委託という

ものを併用しまして、それぞれの市で、区で取り組んでおります。

3番目の労働関係の法律に対しまして、派遣法であり、あるいは委託法といったところで、いろいろ主務官庁からも指摘があったり監察があるところではございますけれども、何よりも私どもは委託すべく業者に対しまして、正確にこの業務を行っていただきますよという受委託を結ばせていただきまして、その中に管理監督者を指定して、そこと区の職員がやり合うというような考えでございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、川村委員。

【川村委員】今のご説明いただきまして、件数やその内容につきましてはそういう状況だということとはよくわかりました。他区の導入の状況もわかったところなんですけれども、非常に個人情報というところにかかわるところで、本来であれば入出力処理というところも区のほうでやればと、あるいはやるべきものだろうというふうには私は思いますけれども、現状はそういう現状だということで、そこはわかりました。

それで中央や千代田でも入出力処理業務ということは、こういう形で業務委託されているということなんですけれども、そうすると入札により決定するという委託先なんですけれども、他区のこういうことを受けている業者さんというのは、どのような条件で、例えば個人情報を、特にセンシティブなところをやっていく業者さんですので、何らか一般的な入札ということ以外にそういうものも加味した条件で募集していくのか、そこら辺もお伺いしておきたいと思えます。

【会 長】どうぞ。

【戸籍住民課長】戸籍住民課長です。

他区の状況もちろんでございますけれども、何よりも端末の入力操作に慣れていること、正確性、迅速性、そういったところが当然求められる業者であること。さらにはもちろん個人情報の冠たるところですので、徹底した個人情報の委託、コンプライアンスを区としてももちろんお願いするわけですから、それを遵守いただける業者というようなところで考えてございませし、そういった業者に手を挙げていただくというふうに思っております。

【川村委員】はい、結構です。

【会 長】いいですか。

ほかにございましたら、どうぞ。

鍋島委員。

【鍋島委員】これは出向してくるので、その受託事業者の派遣とかバイトとかそういうのではなくて社員ということなのではないかとというのが1つと、それからよく私たち消費者センターでは事故業者の表があるんですけども、入札されるときにこういうことやっている業者の中の事故業者をきちっと調べられて、その業者を外して入札されるのでしょうかというのが2つ、お願いをしたいと思います。

【会 長】どうぞ。

【戸籍住民課長】戸籍住民課長です。

まず1点、その業者を決めまして、管理監督者につきましてはもちろん社員であるということとは条件にございますが、そこからうちどもはだれを出してくれとは申せないで、必要的に大体3ポストぐらいの者を出してくださいというところがございます、私どもは現場管理をする監督者と仕事のことをやりとりすると。それでその他、実際にお見えになる方につきましては名前の報告をきちんとしていただくというような流れでございます。

それと2点目、こちらの指名選定とかそういった、新宿区にはもちろんそういった仕組みがございますので、当然そういった事故業者については排除する仕組みはございます。

【鍋島委員】それは調べられるんですね、当然とおっしゃるけれども、今回のことをお願いしているんですけども。調べられるわけですね、今回のことも。

【戸籍住民課長】調べてまいります。

【会 長】よろしいですか。はい。

【鍋島委員】できれば社員のほうが、派遣とかバイトでしたら監督、監視の2つになっちゃうわけですよね、派遣先の管理ですから。だから2回になっちゃうので、これはどうなのかなと思ったわけですけども、できれば社員のほうがいいと思うんですけども。

【林委員】ちょっとすみません、ほかの質問あるかと。関連ですが、この管理責任者というのは常駐されるんですかということと、何人ぐらい、皆さん私も想定しているんですけども、端末処理ですから庁舎に来て、それで庁舎にあるコンピューターを使って作業されるだけで、何にも持ち帰られないという想定で聞いているんですけども、ただ、人が何人来ると。そのときに何人ぐらい来るかということと、管理責任者というのは向こうの会社にいるのか、毎日現場でちゃんと常駐して管理していただいて、その方と職員の方が問題がないように管理しておられるか、ちょっとそのご説明していただきたい。



【会 長】どうぞ。

【戸籍住民課長】戸籍住民課長です。

もちろん管理責任者は私どもの事務スペースに常駐ということでございまして、途中でお話がございましたように、うちの情報資産は一切持ち帰ることはありません。

先ほど来3ポスト程度の経費を見込ませていただいていますけれども、これは最低ですので、能力が至らなければ当然経費の中でそれを担う職員の配置をというようなところで考えてございます。

以上でございます。

【会 長】どうぞ。

【かわの委員】かわのでございます。

今の、鍋島委員が言われたことは大変大事な事だと思えますよね。例えば、直接の委託した社員が来るのか、そこの中の派遣社員が来るのかによって、何がどう違うかという、その社員にいろいろ指示したり何かするのは、派遣会社の職員だったら、それはその派遣会社で管理している責任者に言えば、その場ですぐ言えることができますよね、いろいろなことが。しかし派遣労働者だったら基本的には派遣もとにいろいろなことをもう一回言わないといけないという、今のところ派遣労働についてはそういうふうな仕組みにたしかになっているはずなんですよ。もちろん細かいことはあれかもしれませんが。

そういう基本的なところがあるだけに、これだけの大事な仕事をそういう形で、逆に言えばそういう手続上も大変、派遣社員であればいろいろな問題が出てくるということがあるだけに、そこはやはり委託するに当たっては、本当にしっかりそういうところをしていかないと、問題が出てくるんじゃないかなと思えますけれども。それらについては、具体的に委託に当たって何か考えていらっしゃるんですか。

【会 長】林委員、関連ですか。どうぞお先に。

【林委員】では今の。そのあと、この2ページのところ、まず戸籍住民課内の電算機を利用するために、職員さんが窓口で受け付けて、申請、届け出に基づいて、それを迅速化、効率化するためにこれを論じているわけですがけれども、要するに申請、届け出を受けたら実際に職員さんがやるわけじゃないです。その端末操作して引き出すのは、来た、今皆さんがおっしゃっている。それとも職員さんがやるんですか。だれがどういうふうにやるのがまず1点と、全部で3つあってすみませんけれども、あとこれは第三者、全く第三者、だれでも利用できる

わけですか、本人ではなくて第三者、だれでもこれは申請ということは。ちょっと質問があれだったかな。本人以外で.....。

【戸籍住民課長】勤務上の性質ということですか。

【林委員】そうです、第三者。

【戸籍住民課長】その辺はじゃ後で。

【林委員】要するに、恐らくこれ種類としては除票も出てくるということになると、ご存じのように、もう今古い言葉だけれども、割賦販売法だとか訪問販売法だとか、そういうのは全部、今特定商取引法に変わっていますよね。その中でも厳しいあれが、個人情報保護ではないんだけれども、ところがああいう業者たちは一番これ、例えば、対税務用だとか償却だとかそういうことご存じのとおり、一番便利なあれで一番欲しい資料なんですね。ですから、下手すると悪用ではないんだけれども、合法的な資料ということで引き出しが可能かどうかというようなあれで、割賦販売法とかあれではここそういうことを規制していないんですよ、あれ。

ですからあれなんですけれども、それともう一つ、最後に3ページのところの登録業務の名称のところを見ると、住民記録業務とあるんですけれども、これがどんな、住民記録業務って何なのかなというのがちょっとわからない、この表現が。これ個人的にわからない。住民記録業務ってどういう情報の、項目はどんなものかなと思いますので、先ほどの質問と一緒によろしくをお願いします。

【会 長】どうぞ。

【戸籍住民課長】適切なお答えができるかどうかですけれども、まずだれがどのようにということですが、必ず私どものカウンターにはお客様が見えたときに相對するのはまず職員でございます。職員がその請求理由あるいは届け出の内容を審査して適正と認めたものについてだけ入力する業者に入れてくださいという話をします。それで入れたものが適正に入っているかどうかを必ず審査するのも職員です。

【林委員】例えば、割賦販売のためとかそういう場合はどうですか。

【戸籍住民課長】割賦販売の除票請求とか、除かれた住民票の請求ですとか、あるいは8業種が、当然自分の弁護士さんもそうでしょうし、司法書士さんもそうでしょうし、その方たちは当然住基法の範囲内において住民票を請求するケースがございまして、この辺が平成20年の住基法でもって改正されまして非常に厳しいと。個人情報を守る立場から開放してはならないという法改正が出ていますから、ここの判断を今非常に職員が取り組まなきゃならないわけだし

て、ここで決めたものについては、除票であれ住民票であれ異動であれ、これは業者に入れていただくことになります。ですから、その判断は絶対にこの業者はいたしません。業者というか入力する側は。

【林委員】ということは除票で、要するに一番のあれは、この入力する人は、例えば変な話、多重債務者の方だとか知られたくない情報を住民票を登録しない人もいるわけですよ、要するに逃げていることでね。変な表現になりますけれども。したがって、業者としては一番何としても除票を添付するという形で、除票請求が今後ふえてくる可能性はありますので、例えば貸金業者のあれの内容を見てみると、かなりの人が逃げ回るために住民票を登録しないでそのままにしているということになると、除票でしか業者としては償却に持っていけないわけだから、恐らくそういう方法をとると思うんですね。そういう形に便法的に使われちゃうということも怖いかなと。そこら辺のところをこの窓口で受け付けた方が.....

【戸籍住民課長】ロックします。

【林委員】ロックする。

【戸籍住民課長】それがお答え.....。

【林委員】そうですか。じゃ安心ですね。

【戸籍住民課長】今のケースは、いろいろな不良債権を償却したいがために、いろいろな手練手管というもので、新宿区の大事な個人情報を引き抜こうと。そこをブロックすることが今実は本当に大変でございまして、一昔前はそれが全部オーケーだったんです。

【林委員】この一番の論理と目的のあれは、はかられた本当の目的は、我々住民票は1年に一遍だとか、生涯に何回そんなもの使うかということなんて、ほとんどないわけで、こういうものがテーマとして出るということは、むしろそういう煩雑さだとか、世の中のご時世に伴ってのそちらのほうの問題のほうが大きいからというのが、向こう側の問題だと私は考えていたんですけれども、それでよろしいですか。

【会 長】かわの委員、よろしいですか。

【かわの委員】私のほうには何にも答えられていないです。

【会 長】どうぞ。

【戸籍住民課長】委託業者の正社員であることというふうにしかうたっていないのは事実でございまして、その現場管理をする人間は。その会社がどういうふう社員を雇用しているかということとはつまびらかにうたっていないのが事実でございます。おっしゃるように、やは

り派遣者なのか正社員なのかというところは、著しい受託業者としての責任もございませぬけれども、私どもは業者に対して弁済義務とかそういったものを課しておりますので、いつときも個人情報の漏えいはあってはいけないんですけれども、すなわちその業者に対して、すべての個人々人に対して私どもは物は言えませぬから、1人責任者をとめ置いて、それに対してふだんから指導していくというような話でございます。

【会 長】どうぞ。

【かわの委員】まさにそこだと思ふの。だからいわゆる派遣であれば、極端に言えば、その管理者も直接いろいろその場で、いろいろな形で指導するということは基本的にはできないはずなんですよ、派遣業者を通さないと。だからこそやはりこれだけのものだとすると、直接うちの職員が一人一人に言うということはあれかもしれないけれども、管理責任者に言うということだったかもしれないけれども、少なくとも委託先が、しかも入札により、しかも指名競争入札というものだから、その部分についてはとりわけ個人情報保護というそういう観点から、やはりちゃんと受託するところが、そういう職員といいますか、ちゃんとしたそういう人を持っているところにやはり委託させるということが、私は個人情報保護という観点からも大事ではないかなと。

業務のいろいろな遂行という問題もあるでしょうけれども、あくまでもここは個人情報保護ですから、そういうことをやはり十分注意した上でやっていかないと、これだけ大変な、言ってみればさっきもちょっと課長が言ったけれども、大変重要なことを直接入力するわけですから、そこはやはり本当にしっかりしてほしいなというふうに思いますよ、これ導入する、私自身は、導入自身もどうかなというふうに、そういうふうに疑問を持っているんですけれども、導入されるという方向ですから、とすればそういうことをしっかりしてほしいなというふうに思います。

いかがでしょうか。

【鍋島委員】関連です。

【かわの委員】ちょっとそれを答えですよ、やはり。

【鍋島委員】関連なんですけれども、個人情報保護の事務手引きというのを前いただきました。その14条の中の、これ一生懸命前見ていたんですけれども、ウなんですけれども、ウに第10条の2の、派遣労働者に事務を行わせようとするときは、条例の趣旨に沿った個人情報に係る事項を遵守する旨を明記した誓約書、その他、それに付随する書類を提出しなければならない

となっているんですけれども、だからこの業者に委託しても、やはりもしその来ている人は派遣だったら、この条項で誓約書を出してもらえと思うんですよね。私これがあったのでこれを一生懸命読んでいたんですよ。

だからこういう条項というのをやはりきちっと、法はいろいろ、私もちょっと司法とか調停やっていますから、いろいろな解釈ができますから、その業者だけじゃなくて個人でできるようになっていますから、それを知っていただきたいと思います。

【会 長】ただいまのお二人の意見ですね、かわの委員とそれから鍋島委員のご意見、一つの意見として受けとめていただきたい。

どうぞ。

【戸籍住民課長】今、かわの委員と鍋島委員、確かに業者と受委託契約をしたときに、業者のほうで私ども本区に送る職員のことについては、非常に委員の方々がご不審だというところを踏まえまして、当然、この10条の2につきましては、区長が派遣労働者と直接契約をすることを指しているというふうな読みなんですけれども、会社と契約するに当たっても本来その会社が正職職員を派遣してきても、それはもちろん信憑性は高いわけですので、もしその会社が派遣労働者という名であれば、そのようなことも準拠して取り扱っていきたいというふうに考えてございます。

【鍋島委員】よろしくをお願いします。これ14条できると思います。法律の専門がいてごめんなさい、申しわけない。

【会 長】ただいまの件につきましては、貴重なご意見いただいたということを前提にいたしまして、一応了承するというところでよろしいですか。

報告事項ですから了承ということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

【林委員】すみません。ちょっと先ほどのあれで、ここの私わからない。ちょっと皆さんきつとおわかりなんでしょうけれども私わからなかったので、住民記録業務という、これは項目はどんな内容なのかちょっと。

【会 長】どうぞ。

【戸籍住民課長】戸籍住民課長です。

先ほど委員から、だれがどのようなのかと請求者、割賦販売と、それから3番目の住民記録

情報というところをお答えしてごさいませんが、これは住民記録情報システムというのがあります。ここの画面を一度開く必要があるんですよ、転出届を受けて入力するときに。

【林委員】だれが開くんですか。

【戸籍住民課長】入力者がです。いわゆる窓口で転出届に見えた方に、それは信憑性を確かめ本人であることを窓口の職員が認めて、これは入力可能だと。

【林委員】その瞬間コピーできますね。

【戸籍住民課長】もちろんそうです。異動届書をいただいて、その異動届書により転出入力をする際の、すべての住民基本台帳法上の7条だと思えますけれども、記載事項をここ書かせていただいていますので、これを全部触るわけではごさいません。

【林委員】どういう、要するに基本台帳のあの項目ですか。

【戸籍住民課長】そうです。

【林委員】のことをここ言っているわけ。コピーはできると。

【戸籍住民課長】はい。

【林委員】割賦販売業者もできると。貸金業者もできると。

【戸籍住民課長】申請書をそれぞれ保管していますし、届出書を窓口でもし出すものであれば保管しますし、出さないものについては確実にブロックしますから。

【林委員】引き続きなんですけれども、きょうの恐らく夕刊が何かもう皆さんご存じでしょうけれども、大手の貸金業者が有人のたしか180だった、我々この間検討会やったけれども180ぐらいの店舗全部、国の命令じゃないんだけれども自主廃業のような形で閉店するんですよ。無人の端末機を置いたところの店舗だけを少なくと。恐らくきょうの夕刊にかなりの大きい、あれだけの知名度のある会社ですから、UAM、貸金業者追い込まれているわけですけれども。

その中でなぜあれだということは、余りにも簡単に個人情報が出せるので、人は置かないでも出せるというような形でもって、その機械だけ残そうということは、なぜかといったら、彼らにとって回収業務に必要なだから一応名目上残しておこうという形で残すんですね。ということは、逆に言うと、これ何も貸金業者でこちらの事業を比べるのは非常に失礼なことだと思うんですけれども、基本的には今手法としてはどうも非常に似ているので、私が怖いのは、先ほどの派遣のかなり歯どめをする以上に怖いのは、今のこういう業者の躍起になって追い詰めていますから、そういう人たちがこういうものを悪用する率が、あえて悪用といいますが、率が非常に、今国のほうの消費者センターだとかその他いろいろな国の、内閣府の

情報なんか会議に出るとやっているわけですよ。だから怖いですね。そこでしかも新宿区というのはその業者が非常に全国的にトップの地区ですから、そこら辺の歯どめどうかけていくかというのが、それで伺ったんですけれども、コピーはできると。わかりました。

【戸籍住民課長】戸籍住民課長です。

非常に、住民票の請求者につきましては、いろいろなことを考えて、新宿区から住民票の写しを取得したいという流れがございます。ただ、今のような金銭貸借につきましても、本当に貸借の事実が確認できるようなことはなければ、私ども出しませんし、それを出す出さないにつきましては、あくまでも受託業者には窓に出させることはございませんので、万が一勝手に違法で端末操作をした場合においてもログがございますし、それについては業者が責任をとると。

【林委員】ですから、ここって非常に怖いところなので、ぜひここはもう歯どめ、ここで、この審議で終わっちゃうものですから、ちょっと憎まれ口たたかして申しわけないんですけども、ぜひぜひこのところは、実際の事例は私どもこういう形でもって、コンサルタント協会でもお国と一緒にやっているわけですが、非常に安易な形でもって皆さんそれを持っているんですけれども、今課長が言われたような形での職員の方がそこでブロックをかけると言われましたけれども、要するに丸バツ式の申請用紙だと思えるんですけれども、どういう内容だかちょっと失礼でまだわからないんですけれども、要するに目的内の利用のような、要するに割賦販売のためと、あるいは何々販売のため、リース業務のためとか、貸金業営業行為のためとか、それでもって通って、今までは通っているんですよ。

【戸籍住民課長】今は通りません。

【林委員】ですから現状。今まではですね、従来は、従前というんですかね。20年以降なのであれ厳しく、法律のあれで厳しくはなっているんですけれども、それでも安易にこういう派遣の人だろうが貸金業者だろうがこういう形からすると、それから出てくる世の中の悲劇というのは非常に多いんですよ。それはどこでだれが.....

【副会長】林委員、大体ご趣旨はわかりましたよ。それで申請窓口のチェックの問題と、この今の処理業務のチェックの問題、ちょっと分けていただいて、大体申請窓口のところのチェックは.....

【林委員】先生の前で、すみません。

【副会長】いえいえ、ご指摘になったし、窓口は別の、この問題じゃなくて別に管理されてい

と思うので、ちょっと今、窓口のチェックはご意見を聞いたということで、区のほうで適切に今後も住民から不安が起こらないように処理していただくということでどうでしょうか。

【戸籍住民課長】より厳正に処理してまいります。

【林委員】よろしくをお願いします。

【会 長】ただいまの件、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの件は了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

くれぐれも今副会長がおっしゃったようなことを注意してください。

それでは、次の項目に入ります。

資料63でございます。「神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業の業務委託について」でございます。

ではご説明よろしくをお願いします。

どうぞ。

【文化観光国際課長】文化観光国際課長でございます。

それでは、資料63についてご説明をさせていただきます。

件名は、「神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業の業務委託について」でございます。

今回、報告については、14条1項の業務委託に関するものということでのご報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただければと思います。

事業名については、今申し上げたような事業名でございます。

その後、担当課ですとか目的、対象者ということで書いてあるんですけども、この事業についてはNPO法人からの協働提案事業というのがございまして、この中で提案事業として提案されたものを採択して、平成22年度に実施するものでございます。

目的については、地域の文化・歴史資源の掘り起こし、そして保全及び発信のため。

対象となるのは、地域の文化歴史資源を所有する方ということでございます。

事業の内容ですけれども、1番に概要というのがあります。国の登録有形文化財制度を活用して、歴史的建造物などを保護、保存、発信することを通して、同地区の景観まちづくりに向



けた環境整備を行うというものでございます。

ここで登録文化財制度というものが出てまいります。現在、文化財には指定の文化財、登録の文化財というものがございまして、平成8年の文化財の保護法の改正の中で導入された制度でございます。届出制と緩やかな規制・保護措置からなるものということで書いてありますけれども、指定の文化財、これまでであった文化財については、例えば文化財を保護・保存する中で、また現状を変えなければいけないというところでは、事前の協議制というものを持っていたのですが、この登録制度についてはより緩やかな届出制、こういうような中で文化財制度についてはやっていこうというようなものでございます。

それから建築物については、建築後おおむね50年程度経過しているものが対象ということになります。また、文化財として指定をすとか登録をすという場合には、一般に教育委員会が諮問したものを文化財保護審議会が専門機関として調査をし、その中で調査結果を答申というような形でまとめて、教育委員会にその結果を報告して、指定とか登録の判断をしているというのが、これまでの一般的な文化財の仕組みでございます。今回のものについては、これを地域からの発案、NPOが今回の仕組みの中で地域から掘り起こした中で登録の建造物の文化財としてかけていこうと、そういうようなご提案をいただいた中での事業ということでございます。

したがって、2番の内容にありますように、候補地のリストアップというようなところから事業に入っております。今回の22年度から実施するこの事業について、地区協議会ですとか町会等に広く周知をして協力の依頼をする、あるいは情報も収集するというようなところから、候補物件の絞り込みというようなことをやっていきたいと考えています。

そうした中で、外観調査ということが基本になるわけなんですけれども、こうした建物が該当しそうだということになった場合には、所有者等に対してこの登録文化財の制度を説明して、申請をする意思があるかどうかというような、その可否について投げかけをしていきたいというふうに考えております。その中で、登録文化財としてやってもいいよというようなことの基本的なご判断がいただけた場合には、詳細調査というようなところに移っていききたいというふうに考えております。所有者の同意が得られた物件について申請に必要な詳細調査を、後ほど3ページに出てまいります。それを行って、また場合によって非常に古い建物ということが基本になりますので、文化財としての価値を損なわない中での修繕計画等についての提案をあわせて行っていくと考えております。

それからあわせて にありますように、町の歴史的なそういう大切なもの、資産の保全について広く普及啓発をしていくための講座形式の勉強会、こうしたものもこの協働提案事業の中であわせて実施をしていきたいというようなところがございます。

こうした1番から3番までのところで、個人情報に係る部分が出てまいります。

3ページをお開きいただければと思います。

そうした中で委託事業者に、委託に伴い処理をさせる情報項目というところでございます。

1番の文化・歴史資源所有者というところで、基本的な情報として氏名、住所、それから何回かキャッチボールが必要になるといいますので連絡先という意味での電話番号、それから建物の保全ということが大切なことになってまいりますので、文化歴史資源情報と書いてありますけれども、建築物についての建築年、構造の概要、間取り、設計者、施工者、こうした基本的な情報を取得していきたいということがございます。

それから前のページの3番にありました講座との関係では、講座の周知と、あるいはその申し込みというようなところで、基本情報として、氏名、住所、電話番号、こういうようなところを事業の中で取得する部分が出てまいります。

処理させる情報項目の記録媒体というのは紙ということを基本的に予定しております。

それから委託の理由については、1から3まで述べておりますけれども、基本的には協働提案事業の中で事業採択があったことによるというところでございます。

その中で委託の内容については資料記載のとおりとなります。それから開始時期、それから期限についても、こちらに記載のとおりでございます。

その上で委託に当たり区が行う情報保護対策、別紙で添付しておりますけれども、特記事項を付した形での契約書、それから事業終了後については個人情報を含む調査リストですとか、勉強会の参加者名簿等については、区のほうにしっかりと提出をさせるという形でやっていきたいと思っております。

また情報保護対策として、取扱責任者についての指定、それから提供された情報については施錠ができる場所でしっかりと保管をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

以上が、資料63についての説明になります。よろしくお願いたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご発言をよろしくお願いたします。

どうぞ。

【かわの委員】ちょっと事業の概要と委託の関係で見ると、何でこれがここにかかるのかというのがいま一つよくわからないんですけども。事業の概要から言うと、要はそういうものを町会に広く協力を依頼してリストアップしてやるというわけでしょう。

【文化観光国際課長】はい。

【かわの委員】何か区側のほうとして、そういう文化財とか、あるいは歴史所有者のそういうものをあらかじめNPO法人に資料として出すということなんですか。

とすれば、そこは個人情報になるでしょうけれども、その辺はどうなんですか。事業の概要からすると広く集める、これから集めようというわけだから、その集めたものが個人情報だということになるの。それはどうなんですか。

【会 長】どうぞ。

【文化観光国際課長】まず、この事業そのものは業務の委託、受託という中でやっていくものでございます。その中で先ほど協働提案事業の中で事業提案があったということはあるわけなんですけれども、これは採択するという意味においては、区としてやはりそこに行政目的なり行政事情があるという区側の意思もあって、両側からの採択ということが基本になっています。それで当初の段階では、区としてはこの事業の中で提供する個人情報というものはないんですけれども、この委託、受託の仕組みを通して実施する事業の中で、個人情報の取得というものが発生してまいります。そのことがありますので、その中で取得された情報の管理ですとか保護のあり方、その辺があるものですから、今回こうした形で報告ということをさせていただいているというものでございます。

【かわの委員】そうすると確認ですけども、3ページにある委託に伴う、上から4段目のこの部分の、1文化・歴史資源所有者というものをあらかじめ区から情報として出すんじゃなくて、こういう人たちを、町会の人などいろいろ聞いてもらったもので、それをつくるので、新たにこういうをつくるので、そのこと自身が個人情報にかかわるので、その部分をきちんと管理しなさいと、そういうことでの今回の報告という、そういうふうに理解していいんですか。

【文化観光国際課長】大きな意味ではそのとおりでございます。

【かわの委員】わかりました。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。

どうぞ。

【林委員】これ私は、今おっしゃった、引き続きなんですけれども、副会長のほうに、専門家の方にもしあれでしたら教えていただきたいと思うんですけれども、そもそも個人情報保護法というのは、対象は要するにこんなことでも審議しなきゃいけないのかなというような、件数的に見ても、たまたま個人からそういう情報をもろうからということ、一々個人情報保護法というのは対象にしていらないんですよね。ですけれども、個人情報保護法の規定はあくまでも官庁だからとか個人だからとか、要するに貸金業者だからとかそんなことも言ってないで、要するに事業者がというふうな形で、その中に大きい範疇の中に入っているわけじゃないんですか。

そうすると、こういうことでもこういうふうに散発的に出るような、これ何百件もとは恐らく、何千件も考えられないと思うんですね。そうするとやはり区のやることだからそういうことじゃなくて、個人情報保護法にのっとってではなくて、個人情報保護をしたいということなのか、それにちょっと法律のあれから見ると、副会長、どうなんですかね。法律の対象にはならないと思うんですけれども、本来。なるんですか。

【区政情報課長】会長、区政情報課長です。よろしいですか。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】今、林委員がご指摘になったのは保護法ではなくて、新宿区の個人情報の保護条例です。そこの14条で実施機関、実施機関というのは区です。区が個人情報を取り扱う業務を委託し、指定管理者に区の公の施設の管理を行わせ、または派遣労働者に事務を行わせるに当たっては、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならないというのがあるわけです。それに基づいて今回は報告をしているという形になっております。

【林委員】わかりました。ありがとうございます。

【会 長】条例に基づいてですね。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】それでは本件は、了承ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

では次にまいります。

資料64ですね。「乳幼児文化体験プログラム事業の委託について」でございます。

それでは、ご説明よろしく申し上げます。

【文化観光国際課長】文化観光国際課長です。

こちらが64番目の乳幼児の文化体験事業についてでございます。

この事業については、先ほどの63号の報告と性質あるいは性格というのは同じものでございます。先ほども協働提案事業のことを申し上げたんですけれども、こちらについても協働提案事業の中でNPO団体から提案を受けて、区としては事業採択をしたものというものでございます。報告の条例上の根拠については、先ほどありました14条第1項というところでございます。

2ページをお開きいただければと思います。

事業の目的ですけれども、文化体験を通して、子どもの生きる力と豊かな感性を育むというものでございます。

そうした中で、事業内容1から4までの事業について実施をしていくものでございます。

1番としてわらべうたの体験を通しての事業でございます。2番として、乳幼児の文化体験事業として「うたとおはなしの時間」というようなものを、コミュニケーションをとりながらのワークショップとしてやっていくというもの。3番として、地域の指導者の育成。4番として、教材の作成という内容でございます。

3ページにお移りいただければと思います。

こうした中で、委託先としては協働提案事業ということをお願いしましたが、特定非営利法人のあそびと文化のNPO新宿子ども劇場というところに業務委託、提案を受けた中で役割分担を決めての業務委託という形でございます。

委託先に収集させる項目ですけれども、参加者の郵便番号、住所、氏名。これについては本人、本人というのはこの場合子どもでございます。子どもと保護者。それから電話番号、それから年齢。年齢はちょっと細かく書いてありませんけれども、子どもの年齢についてでございます。子どもの年齢が違った場合には、クラス分け、グループ分けがちょっと難しいということがあって、そうした中で子どもの年齢は個人情報としてとっていきたくと。それから連絡先を含めてのメールアドレスというようなところでございます。

それから処理させる情報項目の記録媒体については、パソコンのハードディスクドライブ、それから紙というようなところ。

委託の理由については書いてありますけれども、協働提案事業による指定というような形で

ございます。

それから委託に当たっての区が行う情報の保護対策。先ほどと同じ状況ですけれども、特記事項を付した形での契約書ということ。それから情報保護対策としては取り扱い責任者、取り扱う者のあらかじめの指定。それから提供された情報について施錠できるキャビネット等でしっかりと保管をさせていただきたいと、このように考えております。

以上で報告は終わります。よろしく願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞご発言、どうぞ。

【赤羽委員】この場合、例えば処理させる記録媒体がパソコンのハードディスクドライブということで、やはり委託先に収集させる項目の中にメールアドレスが入っているという、その連動性はわかるんですけれども、例えば、これはNPOさんの意思というかこういうことでこうしてもらいたいということだとは思うんですよね、そういうことですよね。例えば、メールアドレスというのは、私たち一般的に本人がよしとすれば教えてもらうというようなものだと思うんですよね。だから例えばNPOが半強制的にという言い方変ですけれども、そこまで区がいろいろ言ったから出してという、なければいいけれども、ある人はちゃんと書いてくださいということ自体の部分では、もちろんそれはパソコンのハードディスクドライブ、パソコンを使ってやる事業だからということでもあるんですけれども、やはりもう少し慎重に協働事業であるからこそやったほうがいいんじゃないかなと。実質的な事業が特別PC使ってやりとりをするということではなくて、現場のこういった子どもの遊びの事業ですよね。だからこの辺もおさら、神経質なこと言うようなんですけれども、どうかなというふうに、いわゆる大人の情報が行きかうこと自体が不自然な感じがするんですけれども、その辺はどうですか。

【会 長】どうぞ。

【文化観光国際課長】ここでメールアドレス（ある人のみ）ということを書いてあるわけなんですけれども、このメールアドレスも別に強制的に徴収をするというものではないというふうに説明のほうは受けております。基本的には、先ほどワークショップというお話を一般に言いましたけれども、連続型の講座になっていますので、いついつこういうものが開かれますよというような開催通知、こういうようなものをメールを通じての配信等々でやっていくというところが基本なのかなというふうに思っております。そうした中では、郵便番号ですとか住所というようなこともあわせて書いてありますけれども、基本的には情報伝達するための通知の手

段ということですので、これも基本的には参加をされる方、本人同意を前提にしてとっていくということで、改めてNPOのほうとは意思確認、あるいは徹底をしていきたいというふうに考えます。

【会 長】どうぞ。

【赤羽委員】事業のことなんであれなんですけども、この事業をやる場所が書いていないんですけども、どこでやるんですか。

【文化観光国際課長】文化観光国際課長です。

区の児童館ですとか、幾つかの公共施設等々を今のところ想定しております。

【赤羽委員】わかりました。

【会 長】よろしいですか。

ほかにございましたらどうぞ。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では本件につきましては、了承ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。どうもご苦労さま。

それでは、次にまいります。

資料65にまいります。「特定健康診査の対象者に対する勧奨通知・電話勧奨等及び勧奨効果分析委託について」の説明をいただきたいと思います。

どうぞ。

【健康推進課長】健康推進課長の杉原でございます。

件名は、特定健康診査の対象者に対する勧奨通知・電話勧奨など及び勧奨効果分析委託についてで、報告でございます。

事業の概要でございますが、事業名は、特定健診・保健指導。

担当課は、健康推進課。

目的は、特定健康審査の受診率向上のためでございます。

対象者でございますが、特定健康診査の対象者のうち、前年度に特定健康診査を受診していない方であり、年度末年齢が70歳から74歳の方を新たに対象とします。69歳以下の方については、21年度第3回審議会にて本事業でご承認をいただいたところでございます。

事業内容ですが、対象者に対しまして、個別の勧奨通知を発送した後に、個別勧奨通知をした方で電話番号を把握している方に対しては、個別の電話勧奨を実施いたします。同時に問い合わせ業務にも対応いたします。勧奨業務終了後、個別勧奨通知だけの集団と電話勧奨を行った集団の受診率などについて効果を分析します。そこに対象予定者数、個別勧奨通知者から効果分析対象者まで数字を書いておりますが、一番上の70から74歳対象予定者数が、このたび新たにご報告するものでございます。合計の対象予定者数は、下に書いているとおりでございます。新たに7,000人が加わって、合計で4万人を対象とする考えでございます。

次のページでございますが、件名は、特定健康診査の未受診者に対する電話勧奨等委託。

昨年ご承認いただいておりますので、詳しいご説明は省かせていただきますが、委託先は、平成22年度もプロポーザルにより決定する考えでございます。

それから下がっていきまして、委託の開始時期でございますが、22年の9月から開始する予定でございます。

情報保護対策といたしましても同様に契約に当たり特記事項を付し、それから情報保護対策を行わせる内容としましては、取り扱い責任者をあらかじめ指定するなど、情報管理に関する事項を列挙してございます。

大変簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご発言がございましたら、よろしく願いいたします。

どうぞ、赤羽委員。

【赤羽委員】赤羽です。

この21年度の3回の審議会でご承認をしたということなんですけれども、前回の40歳から69歳までのときの委託先はどこでしたのでしょうか。

【健康推進課長】株式会社KDDIエボルバと申しまして、KDDIの関連会社と聞いております。

【会長】どうぞ。

【赤羽委員】この現実には40から69歳のまでの受診勧奨はもうスタートはされているんですか。

【健康推進課長】こちらは昨年の10月に、全対象者に個別の勧奨はがきを送付しました。そこから勧奨はがきを受け取った方からの問い合わせに応じる期間を設けた上で、10月末からはコールセンターのほうから個別にお電話を差し上げております。



【会 長】よろしいですか。

ほかにある方どうぞ。

どうぞ。

【かわの委員】かわのです。

今言われたように、21年度の第3回の審議会でこれやられた、新たに70から74歳をふやしたというかふやそうとしている、それは何か意図なりあるいは経過があるんですか。

【健康推進課長】前回は個別の電話勧奨の対象はこの対象者全員ではなくて60歳代を対象としましたが、順次個別の電話勧奨についても、はがきについても対象者をふやし、40歳から74歳に及ぶ国保の加入者、特定健康診査の対象者全員に対して順次受診の勧奨の効果を広げていきたいということで、最初の1年目を対象を絞って順調に推移したので拡大したいという考え方でございます。

【かわの委員】わかりました。そのためにそういう名簿を業者に渡すということで、結果はどうだったんですかというのは、基本的にはここで報告する義務はないんでしょうけれども、何となくこういうことを事業やったその結果が、例えば今出されているものは22年の9月からですからまだ随分先ですけれども、あるいはこの前の40歳から69歳までのところでやったことが、この事業自体がどのくらい成果が上がったのかというのにもちょっと関心もありますので、また何か機会がありましたら、その辺も聞かせていただくと、なるほど、こういう事業が必要かなということで、さらにそういう感じも出ると思いますので、そこはとりあえず意見として申し上げておきます。

【会 長】機会がありましたら、ぜひ。ではどうぞ。

【健康推進課長】この積極的な受診勧奨のコールセンターを設置した目的としましては、平成20年度の特定健診の受診率が30%に少し届かないところでもございました。平成21年度の受診率は35%を目標としてございますが、あと5,000人ほどは受診してくださらないとなかなかその数字は達成できません。今回も5,000人の受診者アップを目指して、はがきに加えて3,500人ぐらいの方には電話でアクセスした上で受診の承認の手ごたえをとりたいという考えでございましたが、今のところ受診勧奨の業務、今年度分は終了しましたが、6,000件余りの通話をこなして3,500人を超える3,700名以上の方から、それでは受診をしましょうというような手ごたえを感じてございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、どうぞ。

【赤羽委員】橋口課長のほうにお伺いしたいんですけれども、例えば電話勧奨の場合の電話というのは、新宿区のうちの審議会の常識的な通念でいくと、いわゆる携帯電話と一般の電話がありますよね。この携帯電話は入るのかどうなのか。ちょっとあれですか、教えていただけますか。相手先の電話です、相手先の。先方の電話は。

【区政情報課長】電話、今は家電と言うんですか、固定電話と携帯電話とその両方とも電話番号の中には入りますというふうに。

【赤羽委員】じゃ、例えば唐突に、今固定電話持っていない、携帯電話だけの方も結構、若年でふえつつあるんですけれども、突然その携帯電話に区の勧奨電話がかかってくるということももちろん想定されるわけですね。

【区政情報課長】国民健康保険の届け出の住所、氏名等に合わせて、そこで携帯電話の電話番号を届け出られた方に対しましては、携帯電話にご連絡を差し上げております。

【赤羽委員】わかりました。

【会 長】どうぞ、ほかにございましたらどうぞ。

お年寄りの健康診断というのは、何歳ぐらいまでは有効なんですか。

どうぞ。

【区政情報課長】国民健康保険の特定健康診査は74歳まででございますが、75歳以上の方も後期高齢者医療制度の中で健康診査を受診していただいておりますので、幾つになっても健康のチェックという観点では有効だと考えてございます。

【会 長】ありがとうございました。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】本件につきましては、了承ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。どうもご苦労さま。

それでは、特にご意見がないようでしたら、これで本日の諮問事項及び報告事項についての審議は終わりとさせていただきたいと思っておりますけれども……

【区政情報課長】会長。

【会 長】ございましたら、どうぞ。

【区政情報課長】きょう、今お手元に特記事項の一部改正というA4判の縦の1枚の紙を配付していただいているんですけども、前回の審議会で特記事項、きょうのものにもついておりますけれども、その中でパソコン等がありましたけれども、パソコン等のハードディスク、そういったものについて記載がないのではないかとのご指摘をいただきました。特記事項の7の中で、資料等の返還等というのがあるんですけども、そこには確かにパソコン等を想定していなかったというところがありましたので、その辺について、特記事項についても検討すべきだろうということで、今回ちょっと一部改正の案を出させていただきました。

お手元の資料、ちょっと読ませていただきます。

現行ですと資料等の返還等については、「乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。」。これが現行ですけれども、これを資料等の返還等ということで改正後ですね、「乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり、乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。」という形で下線の部分、その部分を変更ということで、いかがでしょうかということで、案を出させていただいております。

この本審議会でご了解をいただければ、改正手続をとりまして、改正後の特記事項を今回の審議会のもものも含めまして、来年度からの特記事項とさせていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

【会 長】どうぞ。

【林委員】これ私見ではございますけれども、ここに資料等と、現行今度こういうふうにプロポーザルされていますけれども、7の上から3行目に「作成した情報が記録された資料等を」とあるんですけども、今までの審議、それからその他の審議でも「等」というのは非常に物議を醸すので、「資料一切」という言葉にご検討いただけないでしょうか、「一切の資料」。書式集等で私どもが法律のあれ勉強したときには「一切」という言葉は、あくまでも私的な意見でございますので、もし……。

【会 長】資料等の「等」を取りまして「一切」というふうに、「資料一切」ですか。「一

切」だとすべてという意味ですか。

【林委員】「等」と「一切」の違いなんですけれども。

【会 長】「一切の資料」ですから、すべての資料ということですね。

【林委員】かなり規制が「一切」という言葉、法的にもきつい言葉なんです。

【会 長】どうぞ、どうぞ。

【区政情報課長】区政情報課長です。

「等」の意味なんですけれども、等については資料という場合には、普通、紙のものを想定しているんですけれども、あとは今CD-ROMですとか、DVD-Rですとかブルーレイですとか、そういったものがあります、MOですとか。そういった意味での等なんですけれども、ですからすべてとかそういったものは、すべてこの情報が記録された資料等の中にはそのすべてというのが入っているという理解をしているんですけれども。

【会 長】どうぞ。

【林委員】というのは、その都度ご時世に伴って、今は別なんで、昔はフロッピーディスクと言ったのが今はどんどん日進月歩でイノベーション行っているわけですので、そのたびに「等」というのはこうでございますというようなことをしなきゃいけないですよ。ですけれども、そういうふうにとらない法律の専門家の方もおられるので、将来的なことを見据えると「一切」と言ってやったほうが、これは法律の専門の方だとどういうふうにおっしゃるかなど、顧問弁護士かどなたかにでも御相談されてみたらどうでしょうかねという提案です。

【鍋島委員】山口先生いらっしゃる。

【林委員】先生。

【副 会 長】ともかく法律の難しい議論はちょっと。提供したものを一切返還してもらうのはわかるんですよ。こちらが出したものですから、それはこちらでチェックできていますよね。AからA、B、C、DならDまで渡したというんだから、Dまで全部返してください。これ「一切」でいいですね、間違えなく。チェックもできますね、A、B、C、Dと。

だけれども、向こうがつくったものが含まれているんですよ、表現では。だから、そうなってくると「一切」という言葉を使って実行可能性というか、それが実行できるかということ、ちょっとそれは難しい。何が「一切」かがこちらの区のほうでわかっていないので。だから、形態もあるんですけれども、対象がここの表現ですとちょっと「一切」であるとどうかなと、むしろわからなくなってくる。

【林委員】先生、どうもすみません。私はそういう意味を込めて、相手のところに具体的に先ほどから第三者にほとんどが民間指定している、業務委託するわけで、その言葉の、せめて区なり区民を守る言葉のあれとして「一切」というふうに申し上げ、「等」だと非常に言い逃れができる言葉なんですね。これは間違えのないところで、私も法律のほうのあれで多少あれしたときにはやはり「一切」のほうが非常にあれなので、皆さんどう思われるかですけれども、規制がかかるんですよ。「一切の」というふうにやっておいたときに、これがもし何かでもって後日提訴されたような場合のときにも、非常にいいんじゃないかな。制作者不利の原則も働きませんので、と思って申し上げたんですけれども、皆様がよければそれで私はよろしいです。

【会 長】いかがですか。

【副 会 長】もう一度お考えになって、私は余りこだわらないけれども、ちょっと区の提案ですから、その場で変更できるかどうかもわからないので。

【かわの委員】かわのです。

今の、もし言葉を入れられるとすると、「資料等」の前に、例えば「すべての」とかあるいは「一切の」というふうにしないと、「等」を「一切」というふうに切りかえると、先ほどから言っているようにちょっと事情が違ふと思いますので、例えば、もしやるとすれば「情報が記録されたすべての資料等を」とか、あるいは「情報が記録された一切の資料等を返還」というふうになったほうがいいかなと思いますけれども……

【林委員】ですから私申し上げたのはそういうことです。ここの文書の配列というのが変わってきますよという意味で、実はこれ非常に難しい文書ですから、「等」を変えるだけじゃ済まなくなってくるのでご提案したんです。もう一度再考を願えますかというような。ここ1語変えるだけではありませんので。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】区政情報課長です。

これにつきましては、文書法制係ともう一度協議をいたしまして、内容的は下線部分、「電子計算機」の部分をきちんと入れる。電子計算機に記録されたものについては消去をしますというのを文言的に入れていきたいと思います。皆さんからいただいた意見を受けまして、もう一度その辺については文書法制係と協議をしまして、改正手続を取りまして、新年度のものから新たな特記事項とさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【会 長】では、その辺はそうしてくださいね。よろしく申し上げます。

では、与えられました報告事項あるいは諮問事項は全部終わりましたか、これで。

【区政情報課長】本日は、以上です。

【会 長】何かほかにございますか。

【区政情報課長】次回の審議会ですけれども、本当に忙しく申しわけないんですけれども、来週2月2日の火曜日の午後2時からを予定しております。場所につきましては、この場所、本日と同じ第2委員会室となります。よろしく願いいたします。

【会 長】それでは、きょうはこれで終了させていただいてよろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

午前11時45分閉会